

第一種貨物利用運送事業登録申請書

【貨物利用運送事業法第4条第1項及び同法施行規則第4条第1項】

関東運輸局長		殿	申請年月日	令和	年	月	日
フリガナ							代表者印
申請者名							
代表者名							
代表者の役職							
郵便番号	〒 -						
電話番号	()		FAX番号	()			
住所							
担当者名			担当者電話番号				
主たる事務所の名称及び位置	「別添「事業の計画」のとおり」						
営業所の名称及び位置	「別添「事業の計画」のとおり」						
経営上使用する商号	「別添「事業の計画」のとおり」						
利用運送に係る運送機関の種類	「別添「事業の計画」のとおり」						
利用運送の区域又は区間	「別添「事業の計画」のとおり」						
業務の範囲	「別添「事業の計画」のとおり」						

添 付 書 類

①利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書の写し

- ・業務取扱契約書等

②貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類

- ・都市計画法等関係法令に抵触しないことを証する書類(宣誓書)
- ・営業所等の使用権原を有することを証する書類(宣誓書)

○貨物の保管体制を必要とする場合

- ・保管施設の面積、構造及び附属設備を記載した書類
- ・使用権原を有している事を証する書類(宣誓書)

③既存の法人の場合

- ・定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- ・最近の事業年度における貸借対照表
- ・役員又は社員の名簿及び履歴書

④法人を設立しようとする場合

- ・定款(商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百六十七条及びその準用規定により認証を必要とする場合にあっては、認証のある定款)又は寄付行為の謄本
- ・発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書
- ・設立しようとする法人が株式会社である場合にあっては、株式の引受けの状況及び見込みを記載した書類

⑤個人の場合

- ・財産に関する調書
- ・戸籍抄本
- ・履歴書

⑥法第6条第1項第1～5号のいずれにも該当しない旨を証する書類(宣誓書)

【新規登録申請にあたっての注意事項】

1. 登録申請書の作成について

- (1) 申請書は利用運送機関毎に作成例が異なりますので、必要とする「運送機関の種類」のものを使用して下さい。
- (2) 作成部数
原則として、申請者控1部、提出支局1部、運輸局1部の3部となります。
但し、利用運送の区域が2以上ある場合は、それぞれの局分が必要となります。
- (3) 提出先
営業所を管轄する運輸支局

2. 利用運送約款について

- (1) 利用する運送機関が「貨物自動車運送」の場合
 - ①利用運送事業者は、利用運送約款を定め認可を受けることが必要です。
 - ②運輸大臣が告示する「標準利用運送約款」を設定する場合には、許可申請書に「標準利用運送約款」を添付するか、使用する旨の記載により省略できます。

参考：告示されている貨物自動車運送に係る利用運送約款

標準貨物自動車利用運送約款	「運輸省告示第579号・平成2年11月26日」
標準貨物自動車利用運送（引越）約款	「運輸省告示第580号・平成2年11月26日」

3. 運賃・料金について

- (1) 利用する運送機関が「貨物自動車運送」の場合
新規申請に合わせて別途、貸切、引越、積合せ運賃等の設定届が用意が必要になります。
運賃報告については、設定後30日以内に届出書を提出することになります。

4. 登録免許税について

登録後、関東運輸局から「登録免許税納付通知書」が送付されますので、登録免許税として9万円を納付することになります。

令和 年 月 日

関東運輸局長 殿

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第6条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

住 所
氏 名

印

住 所
氏 名

印

(※各役員の連署)

関 東 運 輸 局 長

殿

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第4条第2項及び同法施行規則第4条第2項第3号に規定する事業計画のうち
営業所等の施設について、都市計画法等関係法令に抵触しないことを宣誓致します。

令和 年 月 日

申請者

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

印

関 東 運 輸 局 長

殿

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第4条第2項及び同法施行規則第4条第2項第3号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち営業所等の施設について、使用権原を有していることを宣誓致します。

令和 年 月 日

申請者

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

印

関 東 運 輸 局 長

殿

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第4条第2項、同法施行規則第4条第2項第1号ロ及び第3号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、基幹保管施設以外の保管施設について、当該貨物利用運送事業を遂行するために必要な保管能力を有し、かつ、盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設であり、貨物利用運送事業を遂行する上で適切な規模、構造及び設備を有するものであることを宣誓いたします。

令和 年 月 日

申請者

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

印